

青森県第二種特定鳥獣管理計画

(第1次ツキノワグマ)

青森県

令和7年11月

目 次

1	青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）の策定	1
2	管理計画策定の目的及び背景	1
（1）	管理計画策定の目的	1
（2）	管理計画策定の背景	1
3	管理すべき鳥獣の種類	1
4	管理計画の期間	1
5	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
（1）	対象地域	2
（2）	地域区分	2
6	ツキノワグマに関する現状	3
（1）	生息環境	3
ア	位置及び地形	3
イ	気候と森林	3
（2）	生息動向	4
ア	生態	4
イ	本県における生息動向	4
ウ	本県における生息環境	5
（3）	生息状況	5
ア	出没状況	5
（4）	捕獲状況及び狩猟者の推移	8
ア	捕獲等実績	8
イ	狩猟者の推移	10
（5）	被害状況及び課題	12
ア	人身被害	12
イ	森林被害	12
ウ	農業被害	13
エ	その他の被害	14
7	管理の基本目標	15
8	保護管理ユニットごとの方針	15
（1）	下北半島保護管理ユニット	15
（2）	白神山地保護管理ユニット	15
（3）	北奥羽保護管理ユニット	15
（4）	北上山地保護管理ユニット	16
（5）	津軽半島地域（監視区域）	16
9	目標を達成するための施策	17
（1）	ゾーニング管理	17

(2) 生息環境管理	17
ア コア生息地	17
イ 緩衝地域	18
ウ 管理強化地域	18
エ 排除地域	18
(3) 被害・侵入防止対策	19
(4) 個体群管理	19
ア 目標個体数の設定	19
イ 捕獲数管理	20
ウ 津軽半島の取り扱いについて	21
エ 生息状況に係るモニタリング調査	22
オ 個体管理（有害捕獲）	22
カ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	22
キ 学習放獣	22
ク 狩猟	22
ケ 捕獲に向けた担い手の育成・確保	23
(5) モニタリング	24
10 計画の実施体制	25
(1) 合意形成	25
(2) 各機関の果たす役割	25
ア 国	25
イ 県	25
ウ 市町村	25
エ 狩猟者団体等	25
オ 青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会	26
カ 青森県ツキノワグマ管理対策協議会	26
キ 農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体	26
ク 農業従事者、地域住民	26
11 その他管理のために必要な事項	28
(1) 広域連携	28
(2) 管理の担い手の確保と人材の育成	28
(3) 錯誤捕獲の予防	28
(4) 情報共有と普及啓発	28
ア ツキノワグマ出没注意報等の活用	28
イ 多様な手段を活用した県民への周知	28
(5) 緊急銃猟に伴う事項等	29
(6) 鳥獣保護管理のD X	29
【用語集】	30

1 第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）の策定

県内で出没が増加しているツキノワグマについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2に基づき、第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）（以下「管理計画」という。）を策定する。

2 管理計画策定の目的及び背景

（1）管理計画策定の目的

本県では、近年、ツキノワグマの出没件数が増加傾向にあり、2023（令和5）年度には出没件数及び人身被害件数が過去最多を記録するなど、今後、農林業のみならず、生活環境、森林生態系への被害が懸念されることから、この管理計画に基づき、科学的かつ計画的な管理対策を実施し、地域個体群の長期にわたる安定的な維持に配慮しながら、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図る。

（2）管理計画策定の背景

本県は、県土面積96万4,564haのうち、森林が63万3,579ha（国有林39万5,024ha、民有林23万8,555ha）を占め、津軽・下北両半島のヒバ、八甲田山や白神山地のブナ、県南地方のアカマツなど、地域によって特徴的な樹種が生育しており、豊かな森林を有している。この県土面積の約66%を占める広大な森林のうち、約42%はブナ・ナラ類を含む広葉樹林となっており、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣の生息に適した環境となっている。

ツキノワグマは、環境省レッドリスト2020（令和2年3月）において、西日本の4地域個体群と本県下北半島の地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」とされているものの、近年、分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化している。2023（令和5）年の秋には、全国的に、市街地の集落など人の生活圏への出没が相次ぎ、出没件数及び人身被害件数が過去最多を記録した。このことを受け、環境省では、今後もクマ類の分布拡大地域では個体数のさらなる増加が見込まれ、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがあるとし、都道府県による集中的かつ広域的な管理を支援するため、2024（令和6年）春にクマ類（ヒグマ、ツキノワグマ（四国の個体群を除く））を指定管理鳥獣に指定した。

本県においても、2023（令和5）年度に、出没件数は記録が確認できる1992（平成4）年度以降、人身被害件数は記録が確認できる平成18年度以降で最多を記録している。また、2023（令和5）年度においては626頭が捕獲されており、適正な管理体制を早急に構築する必要がある。

3 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（*Ursus thibetanus*）

4 管理計画の期間

2025（令和7）年11月1日から2032（令和14）年3月31日まで

本計画については、第14次青森県鳥獣保護管理事業（計画期間：2027（令和9）年4月1日～2032（令和14）年3月31日予定）の終期と合わせた計画期間とすることで、科学的かつ計画的な管理を中長期的に推進する。ただし、計画期間内であっても、生息

状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直し行う。

5 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

(1) 対象地域

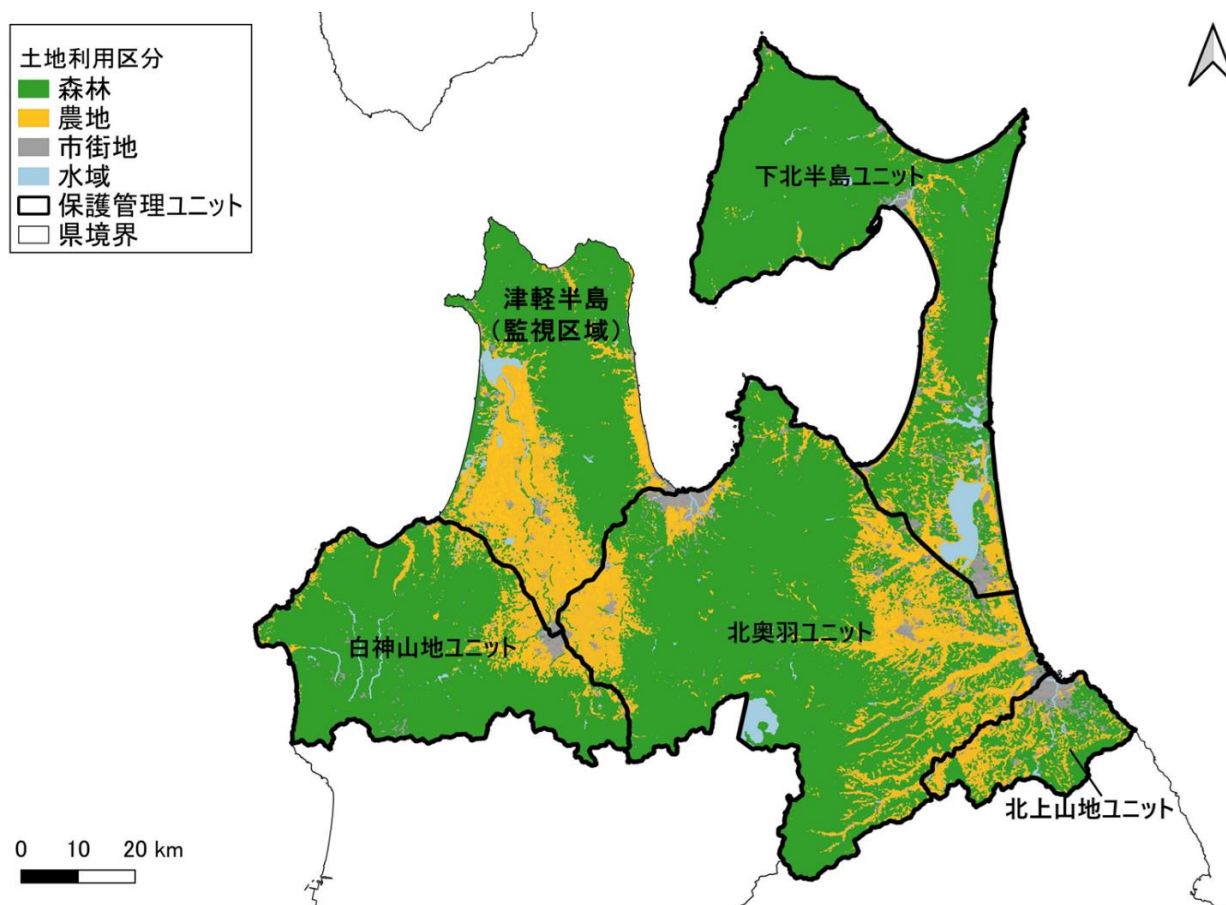
県内全域でツキノワグマが目撃されていることから、県全域とする。

(2) 地域区分

「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(クマ類)(環境省、2010)」(以下、「ガイドライン」という。)で提案する地域個体群の区分によると、本県のツキノワグマ地域個体群は、下北半島、白神山地、北奥羽、北上山地の4つの保護管理ユニットと津軽半島の1つの監視区域とされている。

本管理計画においても、ガイドラインで示されている地域個体群の区分を採用することとし、5つの保護管理ユニット等及び各保護管理ユニット等に含まれる市町村を図1及び表1に示すとおり整理し、保護管理を実施する。

【図－1】本県における地域個体群



【表－１】各地域個体群に含まれる市町村

保護管理ユニット	市町村
下北半島	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三沢市、東北町、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
白神山地	弘前市、大鰐町、西目屋村、鯹ヶ沢町、深浦町
北奥羽	青森市、平内町、黒石市、平川市、十和田市、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、新郷村、田子町
北上山地	八戸市、階上町、南部町
(津軽半島) ※	今別町、蓬田村、外ヶ浜町、五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町、板柳町、藤崎町、田舎館村

※津軽半島は、ガイドラインにおいて、監視区域に分類。

6 ツキノワグマに関する現状

(1) 生息環境

ア 位置及び地形

◇ 位置

本県は、本州の最北端に位置し、北は、津軽海峡を隔てて北海道と相對し、東は太平洋に、西は日本海に臨み、南は岩手県、秋田県の二県に接している。

◇ 地形

県の中央部の奥羽山脈を境として、日本海側の津軽地方では、奥羽山脈の延長にある山地と出羽山脈の延長にある山地によって囲まれた沖積平野である肥沃な津軽平野が岩木川流域に広がっている。

また、奥羽山脈の北端には、青森市を中心とした青森平野が広がっている。

一方、太平洋側の県南地方では、北上山地から続く火山灰土におおわれた台地や段丘が広く分布し、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ地域には丘陵地が形成されている。西の津軽半島と東の下北半島はそれぞれ北に延び、両半島の真ん中に陸奥湾が存在する。

イ 気候と森林

◇ 気候

本県は、温帯の北部に位置し、平均気温10℃、年降水量は1,300mm前後で、夏が短く冬が長い冷涼な気候で、四季がはっきりしている。夏季は、津軽地方は比較的気温が高く温暖な日が多いが、県南地方では春の終わってから夏にかけてヤマセ（偏東風）が吹き、低温の日が多い。

冬季は、西ないし北西の季節風が強くなり、津軽地方では雪の日が多く多雪となるが、県南地方は冷え込みが厳しいものの、晴天の日が多く雪は少ない。

◇ 森林

本県は、世界自然遺産の白神山地、樹氷で知られる八甲田連峰、津軽富士と

して親しまれている岩木山、北海道を望む本州北端の下北半島など、景観的に優れた森林に恵まれ、日本三大美林の一つで下北半島や津軽半島に多いヒバを始め、白神山地や八甲田山のブナ、全国第4位の造林面積のスギ、県南地域のアカマツ、海岸線にはクロマツなど、多種多様な樹種が分布している。

また、森林面積は、県土の約66%に当たる63万3,579haで、内訳は国有林面積が62%、民有林が38%となっており、国有林比率は、全国平均の30%を大幅に上回っている。

【表－2】県内の地域別森林率

区 分	総土地面積 (ha)	森林 (ha)	森林率 (%)
東 青	147,811	112,448	76.1
中 南	155,635	99,679	64.0
三 八	127,489	73,872	57.9
西 北	179,439	113,322	63.2
上 北	212,526	116,361	54.8
下 北	141,612	117,897	83.3
合 計	964,512	633,579	65.7%

資料：2024（令和6年）年度青森県森林資源統計書（青森県林政課）※端数処理で合計が合わない箇所がある。

（2）生息動向

ア 生態

ツキノワグマは、東南アジア、西アジア、ロシア東部、中国、日本においては本州及び四国に分布する森林性哺乳類の最大種であり、この分布域はブナ科植物の分布と大きく重なる。

ツキノワグマは、冬期間は、冬眠をすることが知られている。3～5月、冬眠を終えたツキノワグマは、冬眠中に低下した体力を回復させる。6～7月にかけて繁殖期を迎え、オスが交尾相手を探し求めて行動圏を広げる。9月あたりからは飽食期を迎え、冬眠中に消費するエネルギーを蓄えるため、採食行動を活発化させ、11月～12月頃に、再び冬眠する。秋に十分に栄養を蓄えることができたメスは、初夏の交尾による受精卵を着床させ、冬眠中に1～3頭の子を出産する。妊娠期間は着床から約60日間と言われている。

冬眠中に出生したメスは、冬眠穴を出て、1年半ほど子グマと行動を共にし、採食習慣や採食場所を伝搬することが知られている。また、ほかの哺乳類と比べて母が子と過ごす時間が比較的長いことから、出産間隔が長く、ニホンジカやイノシシと比べた場合、自然増加率が低く、強度の捕獲圧を加えた場合、比較的容易に地域個体群の安定的な維持が危ぶまれる状況に陥る。

また、ツキノワグマは縄張りを持たず、成獣オスであれば100～200km²、成獣メスはオスの2分の1～4分の1の行動範囲で、睡眠・休息と活動を繰り返している。

イ 本県における生息動向

ガイドラインで示されている地域個体群の区分によれば、本県のツキノワグマ地域個体群は、下北半島、白神山地、北奥羽、北上山地の4つの保護管理ユニットと津軽半島の1つの監視区域に区分されている。

県内のツキノワグマの推定個体数は、県が実施した2024（令和6）年度調査で1,614頭（940頭～2,924頭）と推定されている。

この数値は、県が2017（平成29）年度から2019（平成31）年度に下北地域、三八上北地域、津軽地域で実施した生息数調査において得られた推定生息数の合計1,181頭（451頭～1,960頭）と比較すると、約1.37倍の数値となっており、生息数が増加していると考えられる。

【表－3】 ツキノワグマの推定個体数

調査年度	保護管理ユニット	95%信頼区間 下限値（頭）	推定値 （頭）	95%信頼区間 上限値（頭）	備考
2024 年度	下北半島	209	345	571	
	白神山地	656	1,043	1,656	
	北奥羽	44	140	450	
	北上山地	14	33	77	岩手県調査結果 を活用
	（津軽半島）※	17	53	170	参考値
	合計	940	1,614	2,924	
2017 年～ 2019 年度	合計（全域）	451	1,181	1,960	

※津軽半島は、ガイドラインにおいて、監視区域に分類。

ウ 本県における生息環境

ツキノワグマが生息し得る土地利用区分は、低地の市街地や水田・畑作地帯を除く山地一帯と考えられ、県土面積の約66%を占める森林が該当する。

この森林面積63万3,579haのうち、国有林及び民有林を合わせて26万8,299haがツキノワグマの食性と関連深い広葉樹林となっており、ツキノワグマが生息し、繁殖可能な環境が整っていると考えられる。

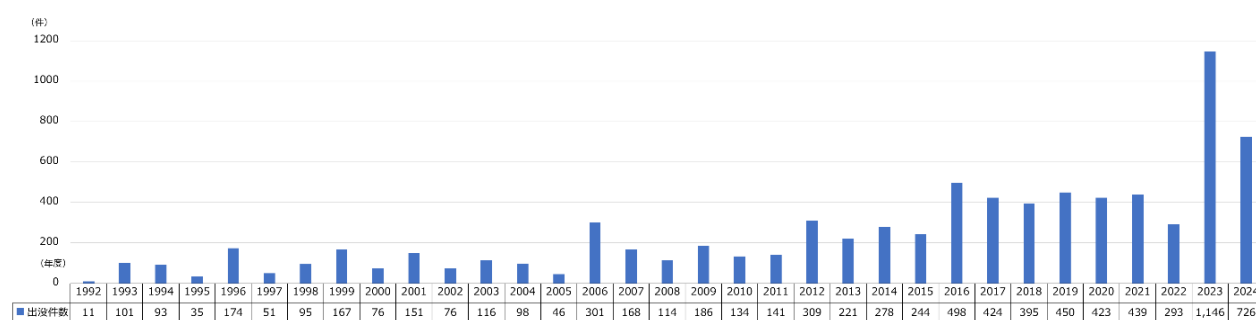
（3）生息状況

ア 出没状況

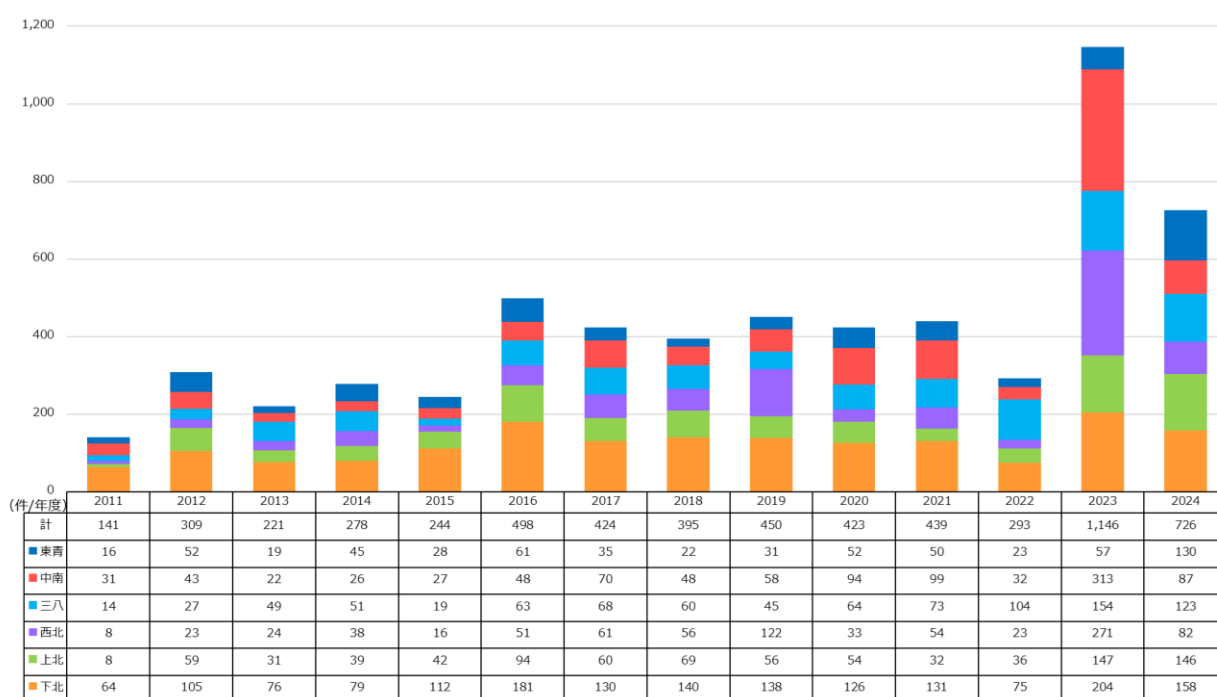
記録の残る1992（平成4）年度以降、2024（令和6）年度までに11件～1,146件（平均247件）の出没が確認されており、2023（令和5）年度には過去最多となる1,146件、2024（令和6）年には過去2番目に多い726件の出没が確認されている。

なお、地域別の出没件数が確認できる2011（平成23）年度から2024（令和6）年度の平均出没件数では、東青地域が44件、中南地域が71件、三八地域では64件、西北及び上北地域では62件、下北地域では123件となっている。

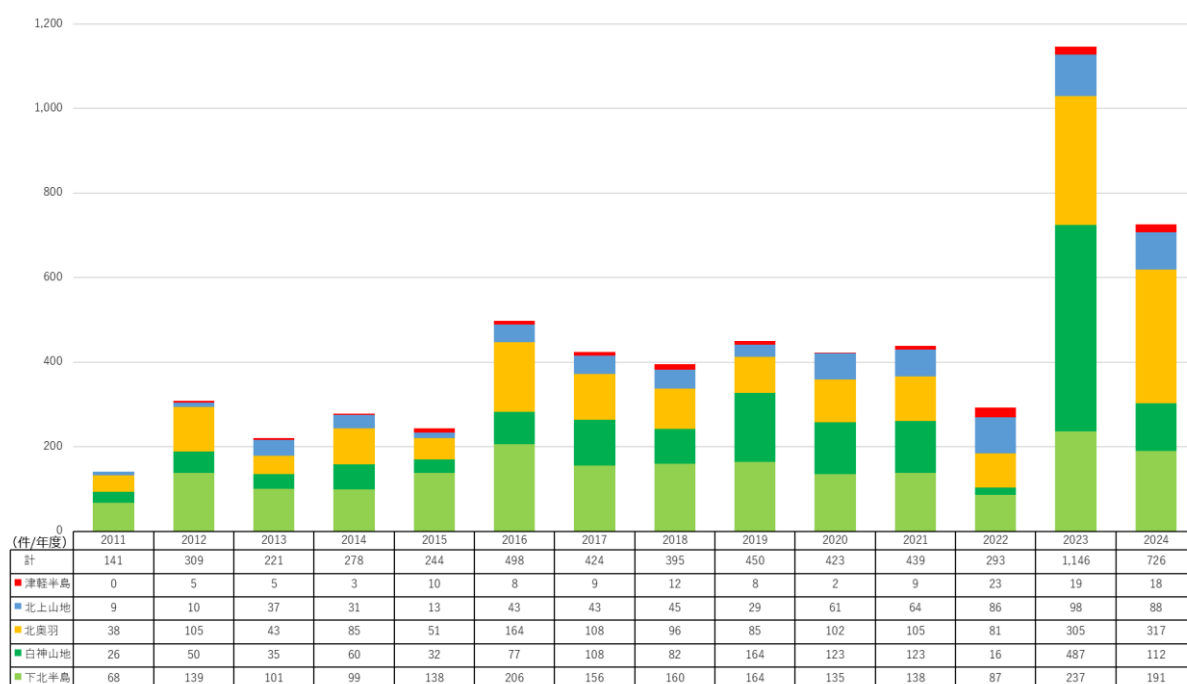
【図－２】出没件数の推移（1992年度～2024年度）



【図－３】地域別出没件数の推移（2011年度～2024年度）

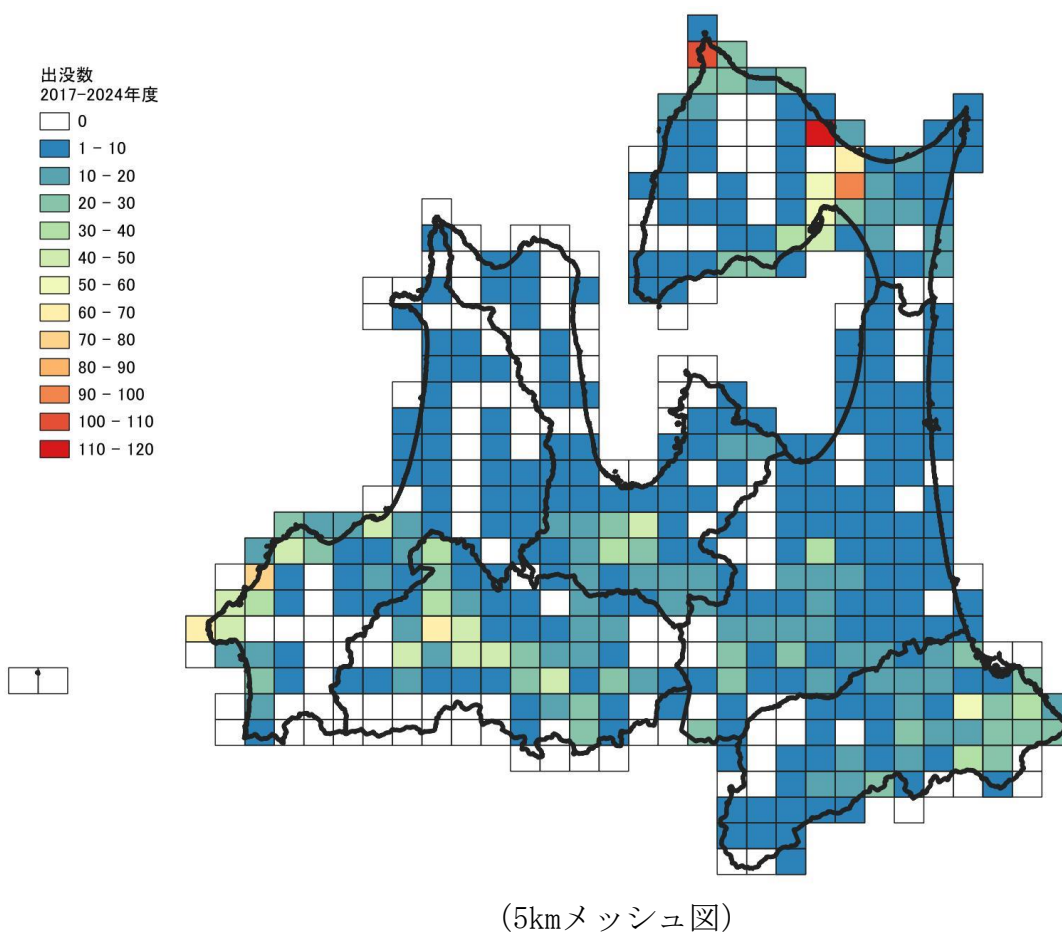


【図－４】保護管理ユニット別出没件数の推移（2011年度～2024年度）



【図－５】目撃地点（2017年度～2024年度を図化したもの）

※ 黒線による地域区分は、県内6地域を示している。



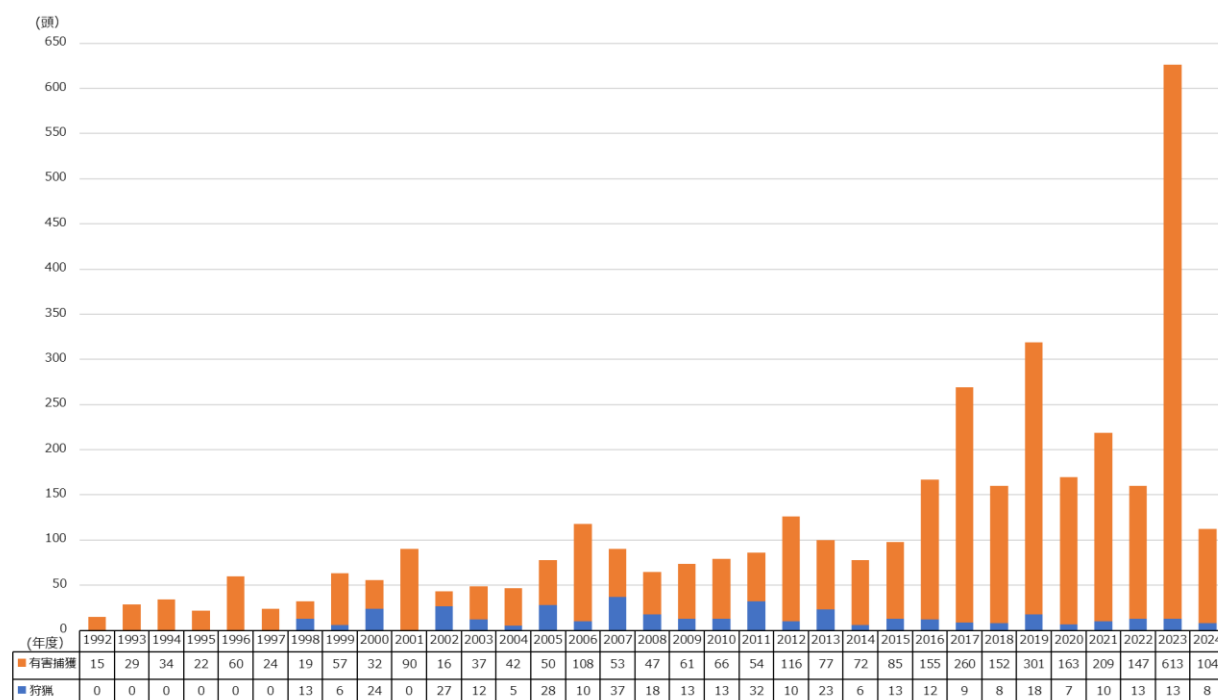
(4) 捕獲状況及び狩猟者の推移

ア 捕獲等実績

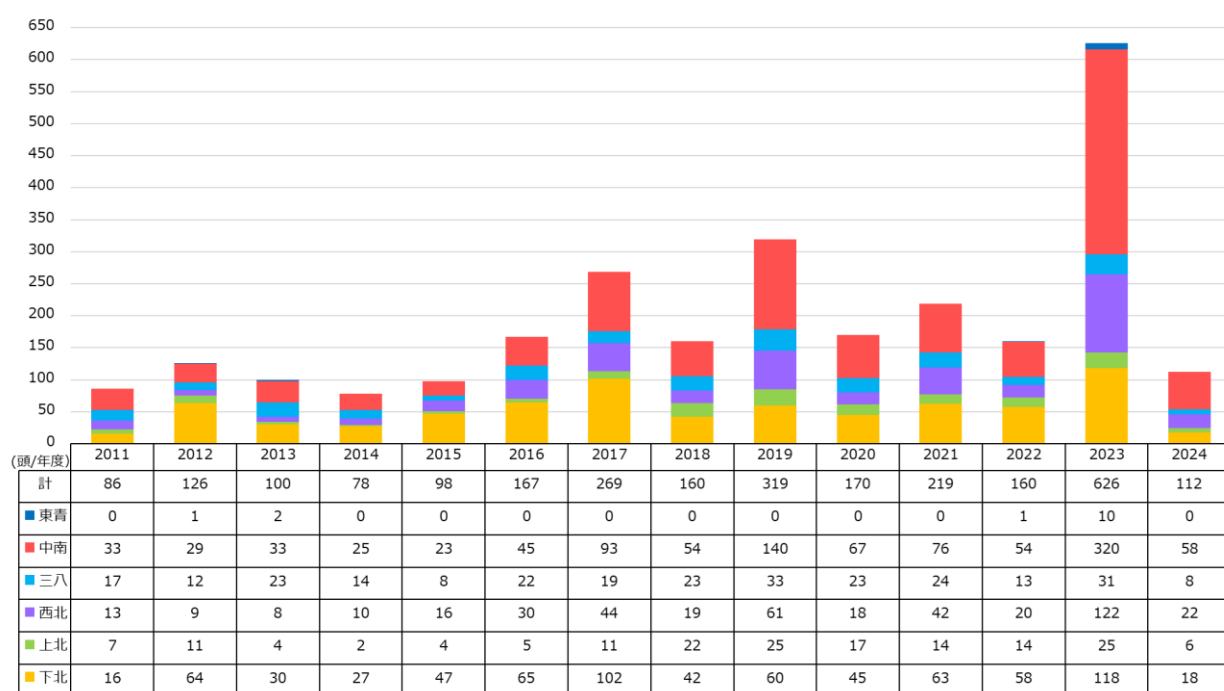
記録の残る1992（平成4）年度以降、100頭前後の捕獲が報告されており、2024（令和6）年度においては、捕獲数（狩猟頭数及び有害捕獲頭数の合計）は111頭の捕獲が報告されている。なお、過去最多の出没が確認された2023（令和5）年度における捕獲数（狩猟頭数及び有害捕獲頭数の合計）は626頭となっている。

また、地域個体群別の捕獲状況は、図7に示すとおり。

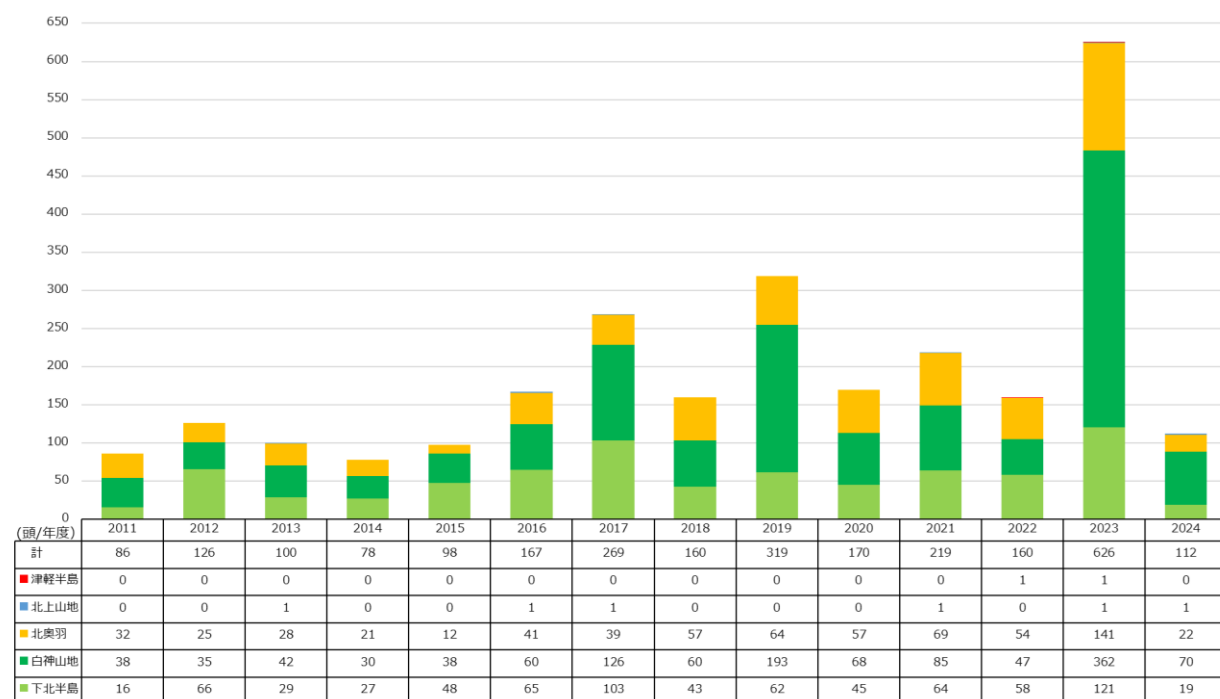
【図－6】捕獲種類別の推移（1992年度～2024年度）



【図－7】地域別捕獲実績推移（2011年度～2024年度）



【図－８】保護管理ユニット別捕獲実績推移（2011年度～2024年度）

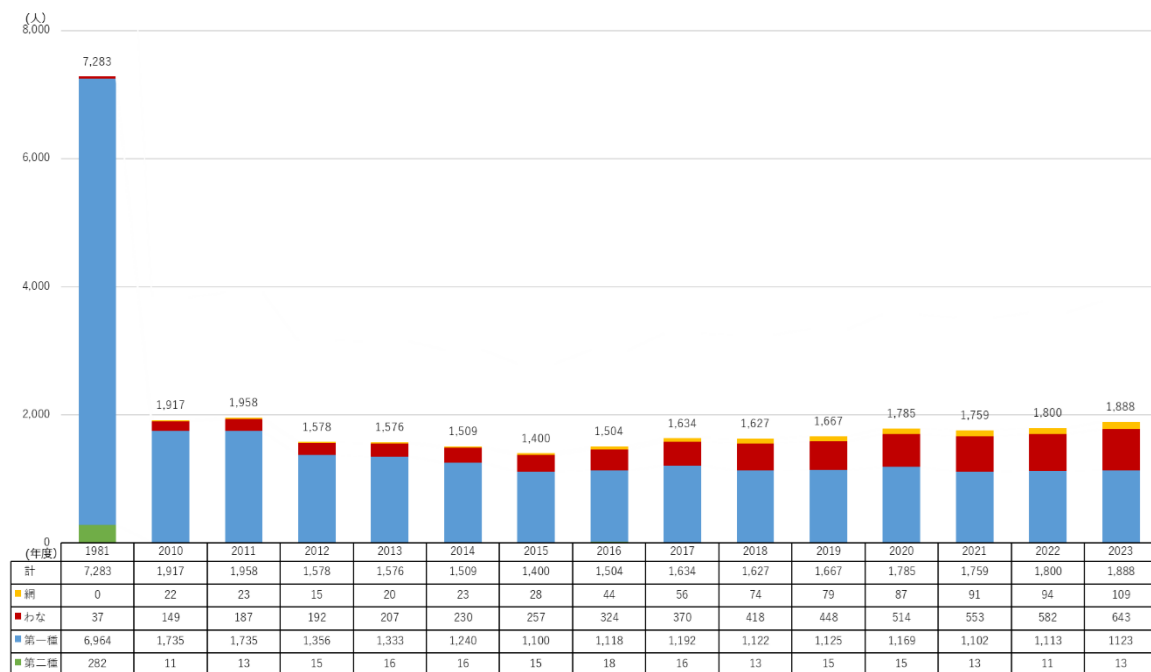


イ 狩猟者の推移

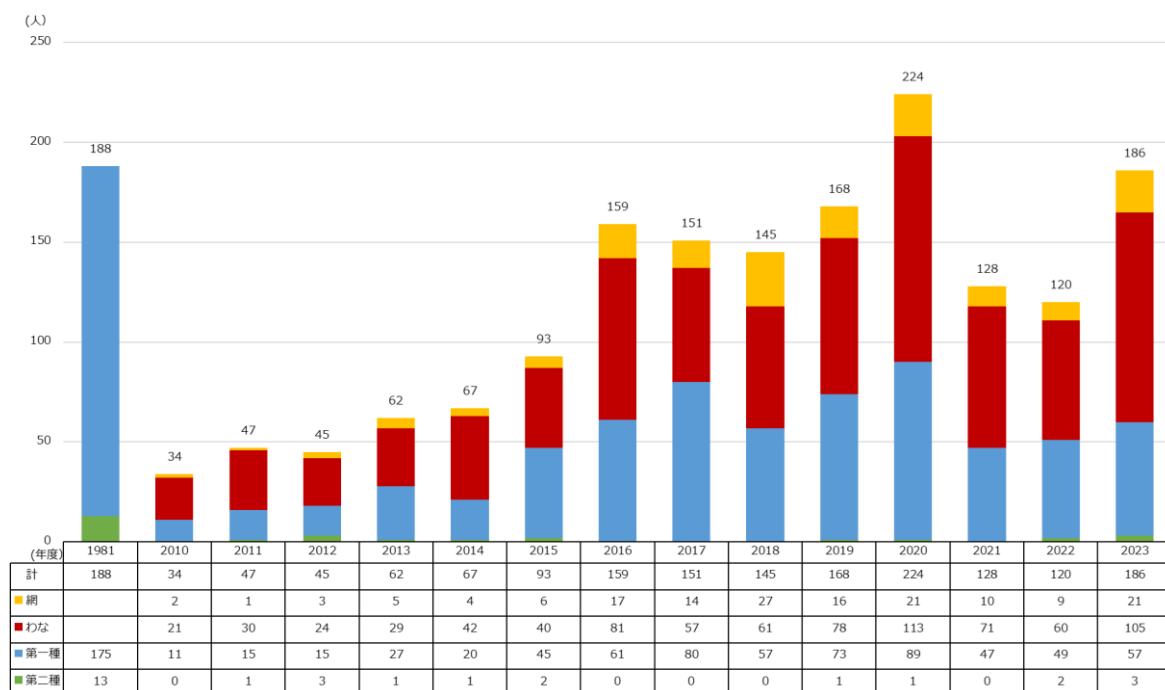
捕獲の担い手である狩猟者について、狩猟免許所持件数をみると、ピークである1981（昭和56）年度は7,283人であったが、その後、減少の一途をたどり、2015（平成27）年度には1,400人まで減少したが、2016（平成28）年度より狩猟免許試験の回数を2回から3回へ増やす等、狩猟者の確保対策に取り組み、2023（令和5）年度には1,888人と増加傾向にある。

また、近年、免許取得に対する支援や農家等による自衛のため、第一種銃猟及びわな免許の新規取得件数が増加傾向で推移しているものの、年齢別では、依然として60歳以上が半数以上を占めている。

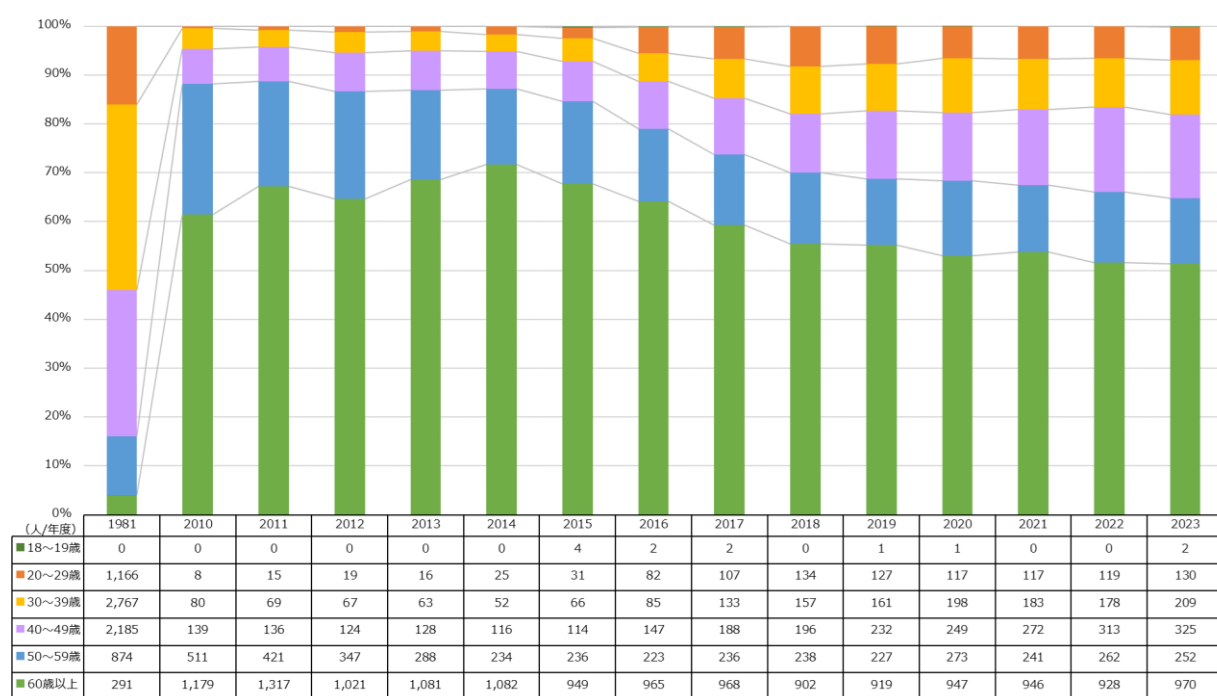
【図－9】 狩猟免許所持者数の推移（免許種類別）



【図－10】 狩猟免許新規取得者数の推移（免許種類別）



【図－11】 狩猟免許所持者数の推移（年齢別）



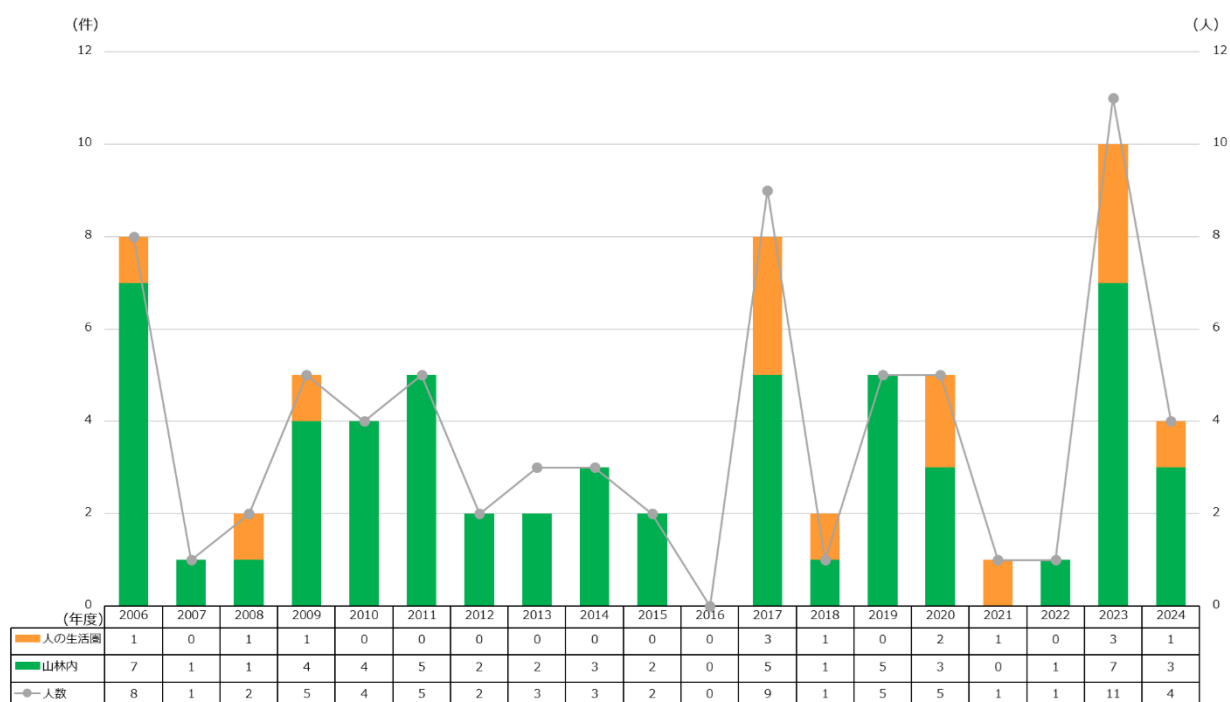
（５）被害状況及び課題

ア 人身被害

記録の残る2006（平成18）年度以降、2024（令和6）年度までに1～10件の人身被害が確認されており、2023（令和5）年度は過去最多の10件11名の人身被害が発生した。

事故発生場所を「山林内」及び農地等の「人の生活圏」に区分すると、近年は人の生活圏における人身被害の発生が散見されている。

【図－12】 人身被害の推移



イ 森林被害

林野庁が取りまとめている「野生鳥獣による森林被害」及び県林政課への聞き取りによると、2019（平成31）年度から2024（令和6）年度における被害状況は表－4に示すとおり。

生息数の増加や分布域の拡大から、被害報告がない場合であっても被害が発生しているものと考えるが、森林面積の広さ等から被害面積や金額の把握がされていない。

【表－4】 森林被害面積の推移

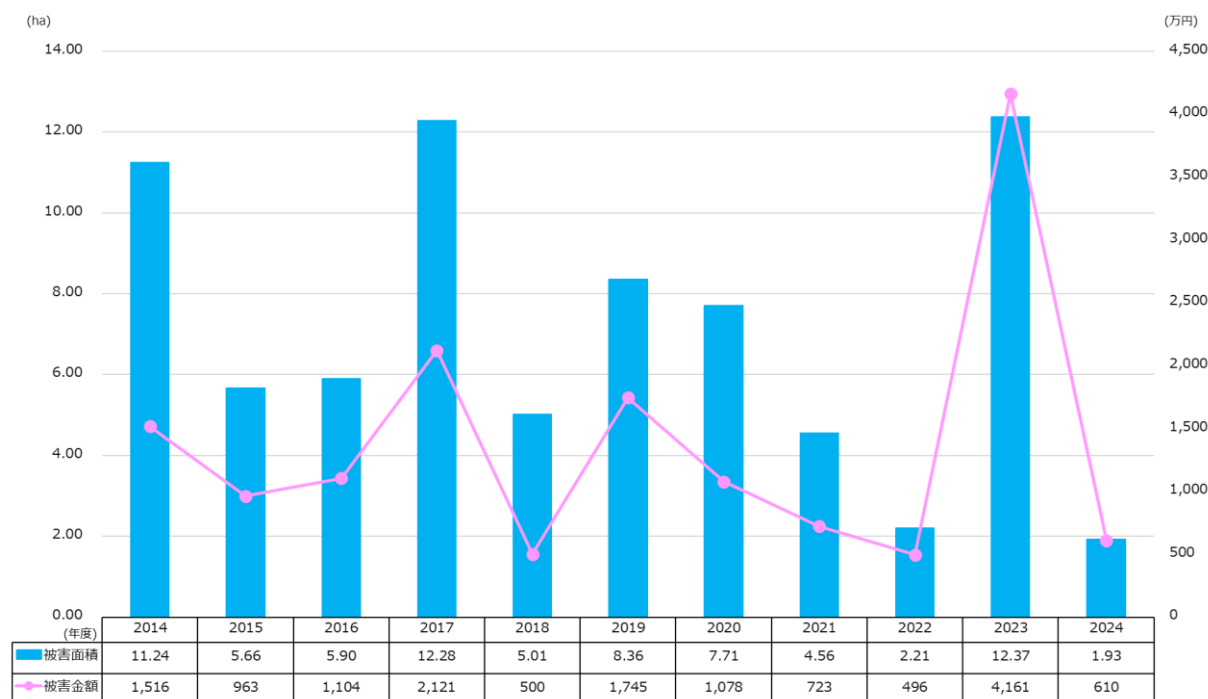
年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024
面積(ha)	2.50	1.36	0.20	—	—	—

ウ 農業被害

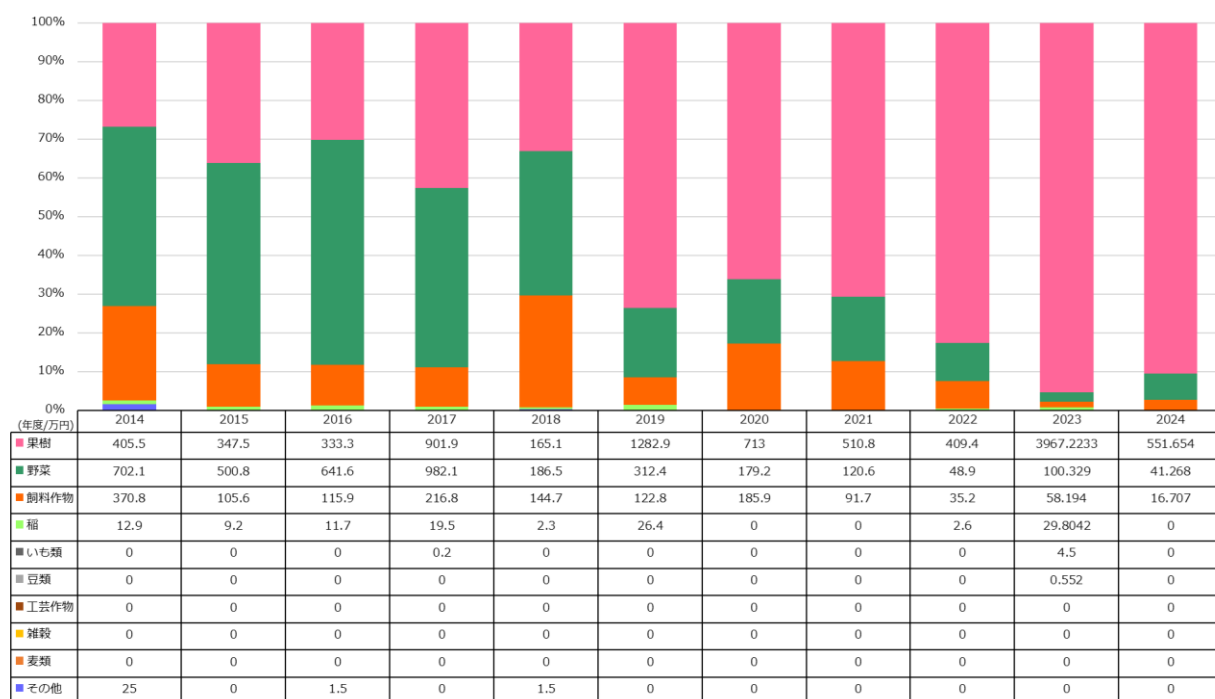
本県における農業被害は、2024（令和6）年度の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」において、被害面積1.93haで、被害金額610万円となっている。

なお、2023（令和5）年度においては、被害面積12.4haで被害金額約4,161万円となっており、2014（平成26）年度以降、最も多い被害が確認された。

【図－13】 農業被害の推移（2014年度～2024年度）



【図－14】 品目別農業被害金額割合の推移（2014年度～2024年度）



【図－15】 地域個体群別農業被害金額割合の推移（2014年度～2024年度）



エ その他の被害

住宅地周辺への出没が多く確認されるなど、人の生活圏での出没が増加傾向にあり、住民の精神的不安等が懸念される。

7 管理の基本目標

管理計画に基づき、県民及び関係者の合意形成を図りながら、ツキノワグマの科学的かつ計画的な管理を行う。また、各機関において、それぞれの役割を果たし連携・分担しながら、本計画において設定する以下の5つの基本目標の達成を目指す。

基本目標の達成のために、人とツキノワグマの空間的な棲み分けの指標となる地域区分（ゾーニング）を設定する。

各地域区分において「生息環境管理」「被害・侵入防止対策」「個体群管理」の各施策を総合的に実施するほか、ツキノワグマの生態や被害の防止に係る正しい知識・技術の「普及啓発」を行う。

なお、実施した施策については、モニタリングによる効果検証を通じて、適宜改善を図り、順応的管理による効果的な管理対策を推進する。

<基本目標>

- 人身被害件数の減少 ○農林業被害の減少 ○出没件数の減少
- 「被害に強い集落づくり」 ○安定的な地域個体群の維持

8 保護管理ユニットごとの方針

ツキノワグマは行動圏が広く、保護管理ユニットまたは監視区域単位で対策を検討する必要がある。本県の5つの保護管理ユニット等における方針は以下のとおりとする。

（1）下北半島保護管理ユニット

環境省レッドリスト2020（令和2年3月）において、「絶滅のおそれのある地域個体群」とされており、遺伝的にも歴史のある個体群であることのほか、ガイドラインにおいて個体数水準2「絶滅危惧地域個体群」となっていることから、今後も安定的な維持を図るための適切な保護管理対策を実施する。

一方で、近年では市街地への出没件数が増えており、生息数の増加や生息域の拡大が推測されることから、人身被害をはじめとする各種被害の発生防止のため、必要に応じた捕獲や被害・侵入防止対策の実施を推進する。

（2）白神山地保護管理ユニット

秋田県にまたがる当該保護管理ユニットは、ガイドラインにおいて個体数水準4「安定存続地域個体群」となっており、広く連続的に分布している一方、弘前市、深浦町、西目屋村などにおける人身被害の発生及び農作物被害の発生状況など鑑み、人との軋轢の軽減を図ることを目的とした捕獲や被害・侵入防止対策の実施を推進する。

（3）北奥羽保護管理ユニット

秋田県と岩手県にまたがる当該保護管理ユニットは、ガイドラインにおいて個体数水準4「安定存続地域個体群」となっており、広く連続的に分布している一方で、青森市八甲田地区や平川市、十和田市などで死亡事故を含む人身被害が発生していることなど鑑み、人との軋轢の軽減を図ることを目的とした捕獲や被害・侵入防止対策の実施を推進する。

また、監視区域に区分されている津軽半島地域へのツキノワグマの侵入を防ぎ、人との軋轢の発生防止に努める観点からも、当該ユニットにおけるツキノワグマの

生息密度は可能な限り低密度に抑える。

（４）北上山地保護管理ユニット

岩手県にまたがる当該保護管理ユニットは、ガイドラインにおいて個体数水準４「安定存続地域個体群」となっており、ユニットとしては広く連続的に分布している一方で、八戸市市街地への出没が相次いでいることから人身被害発生が懸念されるため、人との軋轢の軽減を図ることを目的とした捕獲や被害・侵入防止対策の実施を推進し、ツキノワグマの生息密度を可能な限り低密度に抑える。

（５）津軽半島地域（監視区域）

ガイドラインにおいて「ツキノワグマの分布に伴い、新たに、あるいは再び恒常的な生息地となる可能性が高い地域（監視区域）」に分類されている。

森林は津軽半島基部と連続しており、断続的に五所川原市やつがる市、外ヶ浜町などでツキノワグマが目撃されていることから半島内に定着している可能性がある。

この地域におけるツキノワグマは過去に一度絶滅していると考えられ、現在目撃のある個体は白神山地ユニットや北奥羽ユニットから流入してきた個体であると考えられる。これまで生息していなかったツキノワグマが定着し、生息範囲を拡大することで、人身被害及び農林業被害といった人との軋轢の発生が懸念されるため、これらの軋轢の発生防止に努めるため、当該区域におけるツキノワグマの生息密度はゼロに近づけるとともに、恒久的に定着させないこととする。

【表―５】 県内の保護管理ユニットにおける推定個体数

No.	保護管理 ユニット	95%信頼区間 下限値（頭）	推定値 （頭）	95%信頼区間 上限値（頭）	ガイドライン 個体数水準
1	下北半島	209	345	571	2
2	白神山地	656	1,043	1,656	4
3	北奥羽	44	140	450	4
4	北上山地	14	33	77	4
5	（津軽半島）※	17	53	170	－
合計		940	1,614	2,924	

※津軽半島は、ガイドラインにおいて、監視区域に分類。

【表―６】 ガイドラインにおけるクマ類の個体数水準

個体数水準	分布域	成獣個体数
1 危機的地域個体群	極めて狭く孤立	100 頭以下
2 絶滅危惧地域個体群	狭く、他個体群との連続性が少ない	100～400 頭程度
3 危急地域個体群	他個体群との連続性が制限	400～800 頭程度
4 安定存続地域個体群	広く連続的	800 頭程度

9 基本目標を達成するための施策

(1) ゾーニング管理

人の生活圏、ツキノワグマの生息域の境界を互いに意識できるよう、地域区分に応じた管理方針を定める。

地域区分は、ツキノワグマの主要な生息場所である奥山を含む森林域である「コア生息地」、コア生息地と排除地域との間の低標高域から山麓までを含み人の生活圏への移動を抑制する機能が期待される地域である「緩衝地域」、緩衝地域の中でもより人の生活圏に近くツキノワグマの目撃情報や被害が多い地域である「管理強化地域」、農地から人家密集地までの人の日常活動が活発で人の安全が最優先される地域である「排除地域」の4つとする。

その設定は各地域の実情に即したものとし、具体的なゾーン配置や各地域における各種対策の実施については、地域の実情に応じて県・市町村が協議し判断するほか、県・市町村・住民などそれぞれの役割を担いながら実施していく。

なお、津軽半島地域に含まれる10市町村については、これまで目撃情報が少なかった地域であり、人との軋轢の発生防止に努めることを目的に排除地域とする方針とし、市町村と調整の上、決定する。

【図—16】 ゾーニング管理における地域区分イメージ図

地域区分 (ゾーニング)	コア生息地	緩衝地域	管理強化地域	排除地域
イメージ図				
場所及び人間の 利活用状況	奥山、森林域	低標高域	山麓	農地～人家密集地
エリア管理方針	森林環境の保全	里山林の活用促進	侵入防止	滞在場所の削減

(2) 生息環境管理

人とツキノワグマの棲み分けと地域個体群の維持を図るため、良質な広葉樹林の保全や、各地域区分に応じた環境づくりを中長期的な観点から進める。

ア コア生息地

ツキノワグマが主に採餌、繁殖などを行う主要な生息場所である奥山を含む森林域については、森林環境の保全・保護により、良好な生息環境の維持または改善を図る。

こうした森林環境の保全・保護を図るため、ツキノワグマの主要な生息地となる白神山地、岩木山、八甲田山系及び恐山等の主要な山系に鳥獣保護区等を設定し、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び青森県自然公園条例（昭和36年青森県条例第58号）による区域指定による保全効果と合わせ、狩猟活動や開発行為の規制などの法的な保護を講じていくものとする。

なお、2010（平成22）年12月に、本県において初めてナラ枯れ被害が深浦町で確認されて以降、その拡大は予断を許さない状況が続いている。ミズナラやコナラなどのナラ類を枯らす「ナラ枯れ被害」は、里山の景観を形成する代表的な樹種であるとともに、ツキノワグマの採餌対象であるドングリを生産する広葉樹である。このようなナラ類をナラ枯れ被害から守るためには、早期に被害の把握を的確に行い、発生初期の段階で被害木の除去を確実に行うなど、被害の未然防止が重要である。

ナラ枯れ被害のまん延防止により、森林の荒廃や公的機能の低下が懸念される場合においては植栽などによる森林の再生を図ることも重要であり、本県におけるナラ枯れ被害の効率的かつ効果的な被害防止の推進に向けては、「青森県ナラ枯れ被害対策基本方針」に基づき、関係機関の連携のもと対策に取り組む。

イ 緩衝地域

コア生息地と排除地域間の低標高域から山麓までを含むツキノワグマと人の活動が重複している地域であり、ツキノワグマが人の存在に警戒しながら活動することで、人の生活圏（排除地域）への移動を抑制する機能が期待される。

近年、人の生活圏への出没が増えている要因として、人口減少や高齢化などの社会的課題を背景に、里山林の手入れ不足による林内の見通しの悪化等によりツキノワグマが人の生活圏付近まで身を隠して移動できる場所が増えたことが挙げられる。

人の生活圏への侵入防止を図るために、里山林の利活用促進を図り、地域住民、地域団体及び市町村、県等の関係機関が協力し、除間伐や刈払いといった里山林の環境整備を行うなど維持管理に努めていくことが必要不可欠である。

ウ 管理強化地域

緩衝地域のうち、より人の生活圏に近く、ツキノワグマの目撃情報や被害が多い山麓については、「管理強化地域」とし、山際の農地における農作物被害の減少を図るほか、人家周辺の藪の刈払い等により緩衝帯を造成するなど、人の生活圏へのツキノワグマの侵入防止対策を積極的に実施する。

地域の実情に応じて、地域住民らによる集落環境診断等を実施し、管理強化地域を含む緩衝地域から続く人家周辺の藪の刈払いを行うほか、ツキノワグマの移動経路となり得る藪化した耕作放棄地や河川敷の刈払いといったツキノワグマの侵入防止対策を図る。

この地域に存在する農地においては、農作物をできるだけ取り残さないようにするほか、肥料や廃棄作物等を人家及び農地周辺に放置しないように努めるとともに、集落内にあるクリやカキの木などの果樹については、収穫を徹底するなど適切な管理を行い、管理できない場合においては樹木の伐採も検討する。

エ 排除地域

農地から人家密集地までの人間の日常的活動が盛んで、農作物被害のほか、そこで活動している人への人身被害の発生を未然に防止するなど、人間の安全が最優先される地域を指す。

この地域においては、管理強化地域と同様にツキノワグマを誘引しないことが人身被害の未然防止や農林業被害の軽減に繋がることに留意し、地域の実情に応

じて、地域住民らによる集落環境診断等により、ツキノワグマを誘引しない、また、侵入・滞在させない環境づくりを行う必要がある。

市街地に流れ込む河川の河畔、公園やグラウンド等の施設において、市街地などへの侵入経路となり得る場所をなくするよう、必要に応じて河川敷や公園等周辺の林地の刈払い等を行う。

また、過去にツキノワグマが目撃された場所やその周辺等、出没しやすい地域においては、家庭菜園の野菜や果実、生ごみなどが誘引物となり得ることから、屋外に放置せず、適切に管理・処分を行うよう努める。

（３）被害・侵入防止対策

生息環境管理による誘引物等の除去や適切な管理をした上で、ゾーニング管理の地域区分の実情に即した各種対策を講じる。

特に、被害が発生または予見される農地や畜舎等については、電気柵を設置するなどツキノワグマの侵入防止を図るほか、市街地や集落内において、侵入経路が特定できる場合は、必要に応じて侵入防止柵を設置するなどの対策を講じる。

被害が継続する場合は、地域住民や市町村、県などの関係機関の連携により「集落環境診断」を実施し、集落の現状と被害発生要因を共有した上で、必要な対策を集落単位で行い、「被害に強い集落づくり」を推進していくこととする。

また、市街地のほか登山道や森林域を有する観光地などの人が多く活動している場所においては、出没状況に応じて注意喚起看板を設置するほか、ツキノワグマに関する情報発信の強化を図る。

（４）個体群管理

地域区分に応じた生息環境管理、被害・侵入防止対策を適切に実施し人身被害や農林業被害を減少させることを基本としながら、人との軋轢の軽減及びツキノワグマの地域個体群の安定的な維持を図るための目標個体数を設定する。

個体群管理は、問題個体の捕獲（有害捕獲）、捕獲等事業における捕獲数管理、狩猟をもって行い、狩猟以外は原則コア生息地を除く地域で実施する。

ツキノワグマの捕獲数は、その年度ごとの出没状況等に応じて大きく増減することから、年単位での個体数管理を行うことは困難であるため、計画期間を通した個体群管理を行うこととする。

ア 目標個体数の設定

県内の推定個体数は、2017（平成29）年度から2019（令和元）年度の3か年で県が実施した個体数推定調査において県内全体で推定値1,181頭（451頭～1,960頭）であったが、2024（令和6）年度に実施した調査では推定値1,614頭（940頭～2,924頭）という結果であった。

調査の結果、約5年の間に推定生息数が1.37倍となっており、各保護管理ユニット等において、生息頭数が増加傾向にあると考えられること、近年、市街地への出没件数が増えており生息域の拡大が推測されることから、人身被害など各種被害の発生防止のため、必要に応じて捕獲を実施し生息頭数の増加を抑制することとする。

生息頭数の増加を抑制するために、各保護管理ユニット等の管理方針に基づく目標個体数を設定し、本県における目標個体数は保護管理ユニットごとの目標個

体数の合計である約1,200頭程度を目安に管理を進める。

【表一 7】 個体数推定調査結果

調査年度	保護管理ユニット	95%信頼区間 下限値（頭）	推定値 （頭）	95%信頼区間 上限値（頭）	備考
2024 年度	下北半島	209	345	571	
	白神山地	656	1,043	1,656	
	北奥羽	44	140	450	
	北上山地	14	33	77	岩手県調査結果 を活用
	（津軽半島）※	17	53	170	参考値
	合計	940	1,614	2,924	
2017 年～ 2019 年度	合計（全域）	451	1,181	1,960	

※津軽半島は、ガイドラインにおいて、監視区域に分類。

【表一 8】 各保護管理ユニット等における目標個体数

保護管理ユニット	2024 年度 推定値	管理目標	目標個体数
下北半島	345	安定的な維持を図りつつも、市街地出没が増えて いることから必要に応じた捕獲等を実施する	260
白神山地	1,043	人身被害発生市町村も含まれていることから、人 との軋轢の軽減を図るための捕獲を実施する	830
北奥羽	140	人身被害発生市町村も含まれていることから、人 との軋轢の軽減を図るための捕獲を実施。なお、 津軽地域への侵入防止も図るため、可能な限り低 密度に抑える	70
北上山地	33	市街地への出没増加を鑑み、人との軋轢の軽減を 図るための捕獲を実施し、可能な限り低密度に抑 える	20
（津軽半島）※	53	これまで生息していなかったクマの定着及び生息 域の拡大による人との軋轢の発生防止に努めるた め、クマを定着させない	－
合計	1,614		1,180

※津軽半島は、ガイドラインにおいて、監視区域に分類。

イ 捕獲数管理

捕獲数については、計画期間内である2026（令和8）年度から2031（令和13）年度までを区切りとして、保護管理ユニット等ごとの管理を行う。なお、2025（令和7）年度においては、当該年度の捕獲頭数、捕獲場所などの捕獲個体の情報収

集に努めることとする。

捕獲数については、市町村における有害捕獲数などの正確な把握や狩猟による捕獲に関する情報収集を行うほか、モニタリング調査結果等を踏まえた上で、青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会（以下、「検討委員会」という。）において協議し、毎年度、地域個体群ごとの「捕獲目標数」を設定する。一方で、出没件数の増加に伴う捕獲数が年間の捕獲目標数を大幅に上回る若しくは大幅に上回ることが明白な場合は、検討委員会に諮ったうえで捕獲の自粛要請や複数年単位での捕獲数の調整を行う等の検討を行う。

モニタリングにより生息密度の動向を把握し、捕獲による個体数の減少が懸念される場合には、捕獲目標数を下回る場合であっても、捕獲の自粛要請を行うとともに、必要に応じて基準を見直す。

毎年度、検討委員会において協議し設定する捕獲目標は、2024（令和6）年度調査結果で得られた各保護管理ユニット等における推定値にガイドラインで示されているツキノワグマの自然増加率（14.5%）を乗算した数値を基に算出した「捕獲目標数」を基準とする。併せて、過度な捕獲を避けるため、保護管理ユニット等の維持が担保できないと考える捕獲数「捕獲上限値」を設定する。

ただし、人身被害や農作物被害の発生防止のために必要な捕獲もあることから、上限値を越えての捕獲を禁止せず、翌年度以降の捕獲目標設定時に捕獲数の調整を行うこととする。

なお、津軽半島地域については、「排除地域」とする設定方針及びこれまでの生息状況を鑑み、人との軋轢の発生防止に努めるため、捕獲上限を設定しないこととする。

【表一9】基準となる捕獲目標と捕獲限界値

保護管理ユニット	R6 調査 推定値	R7 推定 生息数 (※1)	捕獲 目標数 (※2)	捕獲 上限値 (※2)	目標/上限割合
下北半島	345	395	79	119	目標 20%/上限 30%
白神山地	1,043	1,194	239	358	目標 20%/上限 30%
北奥羽	140	160	40	48	目標 25%/上限 30%
北上山地	33	38	9	11	目標 25%/上限 30%
(津軽半島)	53	61	61	－	全頭捕獲
合計	1,614	1,848	428	536	

※1 R7推定生息数＝R6調査推定値×1.145（自然増加率14.5%）

※2 R7推定生息数に基づいて算出

ウ 津軽半島の取り扱いについて

津軽半島は、ガイドラインにおいて監視区域に分類されており、この地域におけるツキノワグマは過去に一度絶滅していると考えられる一方で、近年、断続的に五所川原市やつがる市、外ヶ浜町でツキノワグマが目撃されていることから半島内に定着している可能性がある。

一度絶滅していることを鑑み、人との軋轢の発生防止を目的に捕獲（有害捕獲等）を実施するなどして、当該区域におけるツキノワグマの生息密度はゼロに近

づけるとともに、恒久的に定着させない。

エ 生息状況に係るモニタリング調査

ツキノワグマの生息個体数の推定については、本計画策定以降、個体識別を行わない簡易カメラトラップ法によるモニタリング調査を毎年度継続し、その調査期間における撮影頻度指数を算出することで、ツキノワグマの個体群の動態（増減傾向、捕獲等の影響）の把握に努める。

また、次期計画策定の前年度には2024（令和6）年度に実施した個体識別を行うカメラトラップ法による個体数推定調査を実施し、県内全域の生息個体数の把握に努める。

なお、計画期間が3年を経過した時点で生息状況の評価・分析を行うこととする。

オ 個体管理（有害捕獲）

目撃情報や被害状況から、ツキノワグマの生息場所が里地や林縁部に拡大していることが示唆されており、人が日常生活の中でツキノワグマと遭遇するリスクが高まっている。

そのため、農作物等への被害対策を講じても被害若しくは出没が収まらない場合は、「管理の基本目標」に基づき、加害個体若しくは危険個体を可能な限り特定したうえで有害捕獲を実施する。

有害捕獲により捕獲された個体については、必ず捕獲調書を作成し、捕獲日時のほか、捕獲個体の性別や年齢などの個体情報の収集を行う。

カ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

県は、目標個体数の維持及び管理のため、必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定め、認定鳥獣捕獲等事業者に委託して実施する。

キ 学習放獣

学習放獣については、奥山に放獣しても元の捕獲場所（人の生活圏付近）へ回帰してしまう例が報告されていること、放獣先の地権者の理解を得ることが社会的に困難であること、現在、本県のツキノワグマ生息状況が個体群の存続に危機的な状況ではないと考えられることのほか、十分な放獣体制を確保することが困難であり安全な放獣作業が不可能であること等に鑑み、第1次ツキノワグマ管理計画の期間中において実施しないこととする。

今後、生息数が激減するなど、地域個体群存続のために必要な状況になった場合には、改めて検討委員会において検討を行う。

ク 狩猟

人の生活圏周辺で主に箱わなの使用によって実施する有害捕獲と異なり、狩猟による捕獲はツキノワグマの本来の生息地である森林域で銃器を用いて実施されるものである。

本県においては、豊かな自然と調和して生きてきた伝統的な狩猟活動は継続的に実施していく。

近年は、人の生活圏に出没を繰り返す個体や人を恐れない個体が出没するなど、

ツキノワグマと人との距離が近くなっている。狩猟による捕獲活動は、ツキノワグマが人に追われる経験をする効果が期待されることから、個体群の存続に十分配慮しながら、狩猟期間を延長して捕獲圧の強化を図る。

狩猟期間は、11月1日から翌3月31日までとし、一般入山者等に対し狩猟期間の拡大に係る注意喚起を行うとともに、狩猟者に対して安全な狩猟の徹底を普及啓発するなど安全確保に努める。

また、狩猟期間のうち2月中旬から3月下旬は、青森県レッドデータブック（2020年版）において最重要希少野生生物に指定されているイヌワシ・クマタカの抱卵期にあたることから、狩猟者に対し、これらの種に対する理解を深めるための普及啓発を行う必要がある。

ケ 捕獲に向けた担い手の育成・確保

県内の狩猟免許所持者数は、1981(昭和56)年をピークに減少傾向であったが、近年は微増傾向に転じており、年齢構成もわずかながら若齢化が進んでいる。しかし、依然としてツキノワグマをはじめとする大型野生獣の捕獲を行うことができる狩猟者は不足している状況にある。このことから、狩猟免許制度などの周知に努めるとともに、免許試験の休日開催や試験会場の複数化など免許取得機会の拡大を図ることにより、新たな狩猟者の確保を図る。また、狩猟者に対する講習会を開催するなどし、有害捕獲や市街地出没時対応の担い手となり得る狩猟者を育成する。

(5) モニタリング

野生鳥獣の生息状況は、常に流動的で変動の幅が大きく、不確実性が高いものである。特に、ツキノワグマは行動範囲が広く、より実態に合った管理を推進する必要があるため、各種対策の実施と並行した生息状況に係るモニタリング調査のほか、出没情報や捕獲情報、各種被害状況の把握のためのモニタリングを長期的に実施するものとする。

【表—10】モニタリングの内容

調査項目		調査内容	調査方法
生息状況	生息動態	個体識別を行わない簡易カメラトラップ調査を実施し、撮影頻度から生息動態（増減傾向、捕獲等の影響）の把握	県委託事業
出没情報	目撃情報 食害情報	目撃日時、場所および目撃頭数など住民等から寄せられる目撃及び食害情報を整理し、出没マップを作成	市町村からの情報収集
捕獲情報	捕獲個体	捕獲日時、捕獲方法、捕獲場所、性別、年齢、体重、体長、その他必要に応じた試料のサンプリング	市町村からの情報収集 （捕獲実施者の協力による）
被害状況	農林業被害	被害の品目・樹種、面積、被害量、金額、その他	鳥獣害調査（県、市町村）
	人身被害	発生した日時、場所、被害者の性別・年齢、負傷の程度、被害発生時の状況、その他	市町村等からの情報提供

10 計画の実施体制

(1) 合意形成

管理計画の目標を達成するため、地域住民はもとより広く県民の理解と協力を得ることが必要不可欠であることから、国、県、市町村の行政機関及び関係団体や関係者等が密接に連携し合意形成を図る。

(2) 各機関の果たす役割

ア 国

県及び市町村等が行う捕獲活動に対する指導、助言を行う。

イ 県

管理計画の策定及び見直し、捕獲体制の整備など各種管理施策の実施や全県を対象としたモニタリング等の調査を実施し、結果の取りまとめや分析を行う。

また、ツキノワグマの生態や被害防除方法等について情報収集し、国や市町村、農林業関係団体等に提供するとともに、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定め、実施する。

さらに、狩猟者の減少や高齢化は、ツキノワグマの管理の持続的な実施に支障をきたす恐れがあることから、狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備や鳥獣保護管理のDX等の取組を推進するとともに、担い手の確保・育成に努める。

県民への普及啓発や市町村に対する技術的助言及び支援に向けた体制作りに取り組む。

ウ 市町村

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画については、管理計画の内容を踏まえて作成、更新し、地域の状況に応じた有害捕獲や防護柵設置及び生息環境管理を関係団体と連携のうえ、総合的に実施するとともに、農林業者による自衛的な捕獲対策を検討する。

ツキノワグマが市街地へ出没した場合に備えて、市町村独自の市街地出没対応マニュアルを作成するほか、地域を所管する警察署や狩猟者団体等と日ごろから情報共有など連携を図り、実際に出没した際には関係機関とともに対応するほか、地域住民に対する注意喚起を行う。

また、県が実施するモニタリング調査について、調査に協力するとともに、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

さらに、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県関係部局と連携し、体制づくりに取り組む。

エ 狩猟者団体等

個体群管理に重要な役割を担う狩猟者団体等は、管理計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等に協力する。

また、県が行う捕獲や生息状況等のモニタリング調査に協力する。

さらに、認定鳥獣捕獲等事業者においては、安全確保を確実に行うとともに、

従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

オ 青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会

管理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

また、県が行うモニタリング結果の評価・分析を行い、助言を行う。

カ 青森県ツキノワグマ管理対策協議会

ゾーニング管理をはじめとする各種管理対策推進にあたって、ツキノワグマの生息状況・捕獲状況等の情報共有及び合意形成を行う。

キ 農業協同組合、森林組合等の農林業関係団体

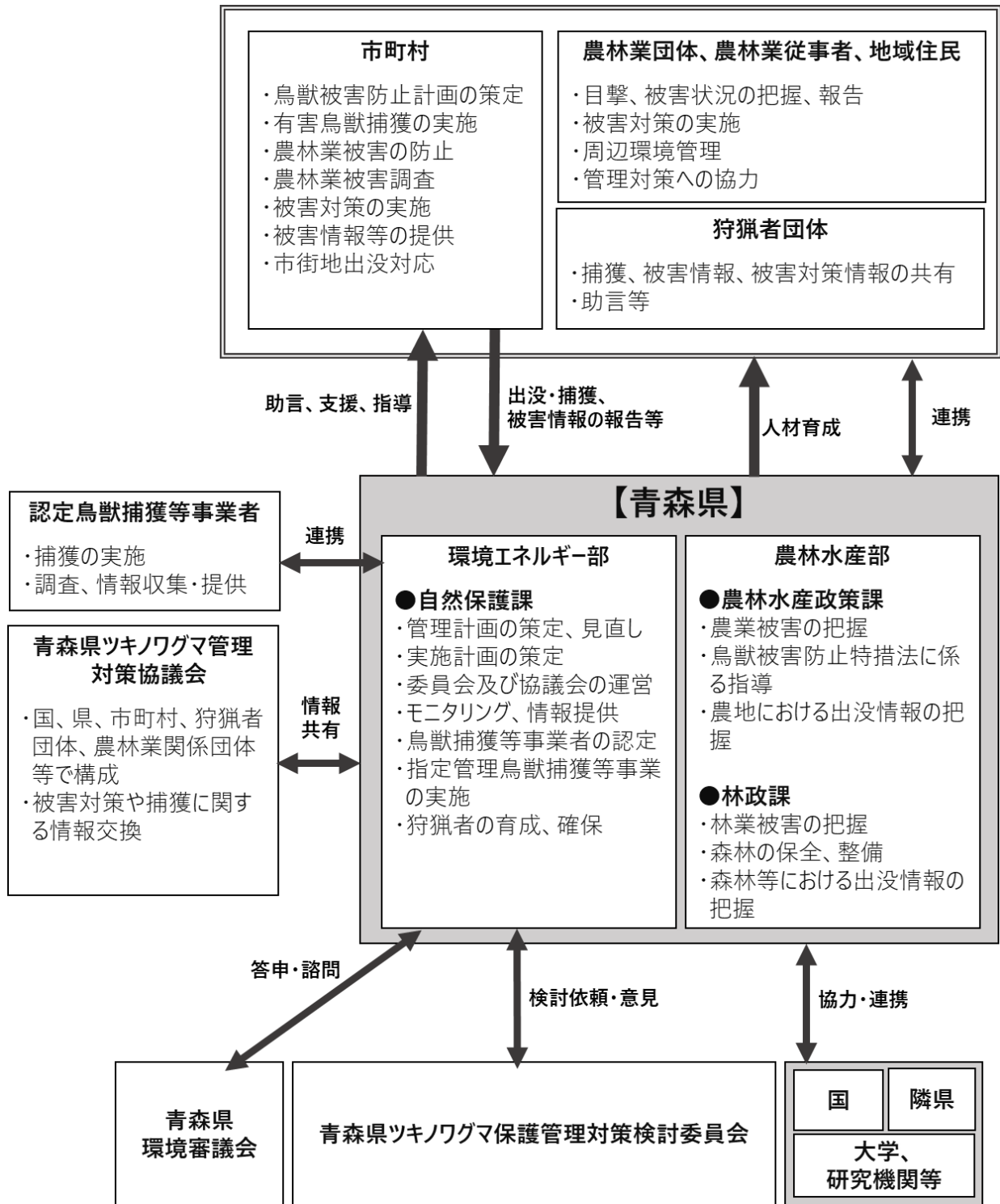
組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用 of 提案を行う。

ク 農林業従事者、地域住民

農作物の適切な管理及び被害を受けにくい環境づくりに農林業従事者や地域住民が一体となって取り組むほか、研修会等に自主的、積極的に参加して効果的な防除技術の習得に努める。

また、国、県や市町村、関係団体等が実施するツキノワグマ被害の防除対策に係る取組に協力する。

【図－17】 管理計画実施体制



11 その他管理のために必要な事項

(1) 広域連携

白神山地、北奥羽、北上山地の地域個体群は、秋田県または岩手県にまたがっているため、両県と情報を共有し、必要に応じて協議を行いながら、整合性の取れた管理を実施する。

(2) 管理の担い手の確保と人材の育成

狩猟や有害捕獲の担い手である狩猟者の減少・高齢化が課題となっていることから、県、市町村及び関係機関が連携を図りながら担い手の確保と育成に努める。

また、地域ぐるみの被害防止対策を講じていくためには、鳥獣の生態や被害防除技術を理解し、的確な対策を実践・指導できるリーダーの育成に努める。

県においても、市町村や各関係機関に対する技術的助言・指導ができるよう専門知識を有する人材の配置や麻酔を使用した捕獲が実施できるよう体制づくりに努める。

(3) 錯誤捕獲の予防

ニホンジカやイノシシ等を捕獲するためのわなをツキノワグマの生息地域に設置する場合は、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、ツキノワグマがかかりにくいくりわなやツキノワグマ用の脱出口を設けた箱わなの使用、ツキノワグマを誘引しにくい餌を使用する等、錯誤捕獲の防止に努める。

錯誤捕獲が生じた場合には、捕獲日時、場所、状況など捕獲情報の収集に努めるとともに、錯誤捕獲が発生した際に備え、民間事業者等と連携し、迅速かつ安全な放獣体制の検討を進める。

(4) 情報共有と普及啓発

ア ツキノワグマ出沒注意報等の活用

人の生活圏へのツキノワグマの出沒は、ブナやナラなどの堅果類の豊凶に大きく影響を受けるため、これらの豊凶状況を把握する。堅果類が豊作または並作によりツキノワグマの出産数の増加が予測された場合や市街地等への出沒件数が例年以上となった場合などは、県がツキノワグマ出沒注意報・警報の発表等を通じて、県民にツキノワグマの出沒リスクや事故発生リスク等を正しく伝え、人身被害を防止する。

イ 多様な手段を活用した県民への周知

人とツキノワグマの軋轢の軽減を図るためには、人がツキノワグマの生態、関わり方を正しく知り、適切な管理を実行していくことが必要不可欠である。そのため青森県出前トーク事業や各種研修会などを通じ、県民に広く普及啓発を図る。

また、注意喚起チラシや被害防止に係るリーフレットの作成・配布のほか、県のホームページや公式LINE、動画配信サイト、県・市町村の広報誌、ラジオ番組、マスコミ等を活用し、ツキノワグマの出沒情報など県民に対して情報発信を強化する。

（５）緊急銃猟に伴う事項等

2025（令和 7）年 9 月 1 日に改正鳥獣保護管理法が施行され、これにより今後、人の生活圏にツキノワグマ等が出没した場合に、地域住民等の安全確保の下で銃猟が可能となった。

これまで、鳥獣保護管理法第38条により住居集合地域等における銃猟は禁止されており、緊急時の銃猟は警察官職務執行法に基づく警官の発砲命令または刑法に基づく緊急避難にあたる場合にのみ実施されていたが、今般の鳥獣保護管理法の改正により、市町村長判断の下で緊急銃猟を実施することが可能である。また、緊急銃猟の実施が想定される場所は、安土（バックストップ）を確保しづらい場合が想定されるほか、跳弾によって捕獲従事者等に危害が及ぶおそれを排除しきれない場合等には麻酔銃の使用が望ましい場合があることから、緊急銃猟において使用される銃器には麻酔銃が含まれている。

この法改正により、市町村の負担が増大することが想定されることから、緊急銃猟による対応が必要となった場合には、県、警察、狩猟団体等と密に連携し対応する。

また、緊急銃猟対応時に限らず、ツキノワグマが市街地等に出没した際、安全かつ迅速に対応するため、日ごろから各関係機関と密に連携、情報共有を行い、各機関が主体的に役割を担う関係構築を図る。

（６）鳥獣保護管理のＤＸ

有害捕獲の効率化・省力化を図るＩＣＴ機器の導入等を推進し、捕獲用わな設置後の見回りやモニタリングなど有害捕獲に従事する狩猟者等の負担軽減を図っていく。

【用語集】

自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法及び都道府県条例によって定められた地域。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園がある。

指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理法に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）について、都道府県又は国の機関が捕獲等をする事業。一定の条件の下で、捕獲した鳥獣の放置や夜間銃猟を認めることが可能。

第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣保護管理法に基づき、著しく増加した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な管理の目標を設定し、総合的な対策を実施することで、長期的にわたる安定的な管理を図ることを目的として、都道府県知事が定める計画。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

環境省が所管する法律。生息数を適正な水準に増加等させる「鳥獣の保護」と適正な水準に減少等させる「鳥獣の管理」の2つの概念が定義され、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成を推進するために、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入や指定管理鳥獣捕獲等事業等を規定。

認定鳥獣捕獲等事業者

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事により認定を受けた事業者（法人）。

鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づいて、市町村が鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために策定する計画。

順応的管理

管理計画における未来予測の不確実性を考慮し、継続的なモニタリングと検証によって、管理計画を随時見直し修正を行う管理手法のこと。野生生物の保護管理において対象となる野生生物は、基本情報が不足する不確実系、絶えず変動する非常系、境界がはっきりしない解放系である。これらを考慮して、当初の予測がはずれる事態が起こることを予め管理システムに組み込むことが必要である。

捕獲圧

野生の生物を捕獲する際の捕獲作業努力の度合い。

モニタリング

継続的に調査や監視を行うこと。

有害捕獲

鳥獣保護管理法第9条で許可されている捕獲。捕獲しようとする鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか、又はその恐れがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うもの。

狩猟

環境省で定める銃器（装薬銃及び空気銃）、網又はわなを用いて、狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと。

緊急銃猟

人の生活圏（農地や河川敷、建物内等）にクマ・イノシシが出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村長の判断により、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする制度